

ふるさと納税によるSDGs推進事業実施要領

(通則)

第1条 この要領は、ふるさと納税によるSDGs推進事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ふるさと納税を活用し、「ふくいSDGsパートナー」のSDGs関連商品・サービス、活動の背景・目的を紹介することを通して、福井県内のSDGsに関する活動を全国に発信していくとともに、当活動への賛同を広げていくことを目的とする。

(商品・サービス提供事業者)

第3条 ふるさと納税によるSDGs推進事業の商品・サービス提供事業者(以下、「提供事業者」という。)は、福井県が別途定める「ふるさと納税によるSDGs推進事業募集要項(以下「募集要項」という。)」に掲げる要件をすべて満たす企業・団体等とする。

(対象商品・サービス)

第4条 返礼品の対象となるものは、SDGsの推進に資する事業として知事が認定した商品・サービスであり、国が定める返礼品等の地場産品基準(ただし1・2・3・7号のいずれかに限る)および福井県が定める募集要項に合致するものとする。

(返礼品内容申請書等の提出)

第5条 第4条に定める対象商品・サービスの提供を希望する事業者は、返礼品内容申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(事業の認定)

第6条 知事は、返礼品内容申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、認定の可否について提供事業者に通知するものとする。

(寄付金の募集)

第7条 知事は、前条で認定した返礼品をふるさと納税サイト等に掲載し、寄付金を募集するものとする。

(計画変更の承認)

第8条 提供事業者は、返礼品内容申請書の内容を変更する場合は変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(認定の辞退)

第9条 第6条の認定を辞退しようとする提供事業者は、認定辞退届(様式第3号)により知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 知事は、提供事業者が以下の各号に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (2)前条の規定により認定の辞退の届け出があったとき。
- (3)返礼品の提供を中止または廃止し、再開の見込みがないとき。

- (4)前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が発生したとき。
2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときはその旨を通知するものとする。

(返礼品代金の支払い)

第11条 知事は予算の範囲内において、返礼品代金として以下の金額を提供事業者に支払うこととする。

〔 返礼品本体の単価×提供した個数+梱包・発送に要する経費(いずれも、
税別の場合は消費税率を乗じた金額) 〕

- 2 提供事業者は、返礼品の提供が完了したのち、納品書および請求書を知事に提出することとし、知事は、これらの書類の提出を受けた場合は、所定の検査を行ったのち、別に定める期日までに返礼品代金等を支払うものとする。

(返礼品代金等の返還)

第12条 返礼品代金等の支払いを受けた提供事業者が、偽りその他不正な行為によって返礼品代金等の支払いを受けたと認めるときは、知事は認定取消・返還通知書(様式第4号)により事業認定を取り消した上、支払った額の一部または全額を返還させるものとする。

附 則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。